

公開技術会合開催にあたり出版する論文集等の著作権に関する手引き

(はじめに)

この手引きは、電気学会主催で公開技術会合を開催するにあたり、論文集等を出版する際の著作権に関する事項を定めたものです。

電気学会では、電気学会が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を「著作権規程」として定めました。

この「著作権規程」ならびに本手引きをご理解の上、論文集等の出版をお願いします。

公開技術会合開催にあたり出版する論文集等に掲載される論文等の著作権は、原則として、電気学会に譲渡していただきます。

このため、付録1を参考に「著作権譲渡書」を作成し、論文等投稿時に原稿と一緒に提出するよう、周知してください。

著作権譲渡にあたっては、以下の点を了解いただくよう、周知をお願いします。

(1) 著作権譲渡は電子メディア化する権利、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用を含めて行っていただく。

(2) 同一の内容の論文等を他の出版物で発表し、著作権が譲渡出来ない場合には、論文等の末尾に著作権を譲渡した機関名を記載願う。

この場合、著作権譲渡書の提出は不要とする。

(具体的な書き方)

【本論文の著作権は〇〇〇〇学会に譲渡されている。】

(3) 他の著作物からの引用、転載にあたっては、著作権上の問題が生じないように十分注意を払うよう周知する。

(4) 著作権の譲渡を行っても、以下の権利は著者の手元に残ることを周知願います。

- ① 著作権以外の例えば特許権のような権利
- ② 著者が自分の業績をまとめる際にその一部として使用すること
- ③ 著者が営利を目的とせずに行う複写（例えば教育資料としての使用）
- ④ その他、日本の著作権法に反しない利用

(付則)

1. 平成14年2月4日、調査会議において承認。

一般社団法人 電気学会 著作権譲渡書

(本譲渡書を論文投稿時に提出して下さい)

論文番号： _____

論文題目： _____

著者氏名：(全員) _____

所属機関：(全部) _____

〇〇会議開催に際しての著作物について、著者全員は、上記著作物の著作権を電気学会に譲渡することに同意する。ここで著作権とは日本国著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利をいう。

- (1) 同一の内容の論文を他の出版物で発表し、著作権が譲渡出来ない場合には、論文の末尾に、「本論文の著作権は〇〇〇〇学会に譲渡されている。」と記入のこと。
- (2) 他の著作物の著作権を侵害していないこと。および、著作権許諾が必要な引用については、無償での転載許諾を書面で得ていること。
- (3) 内容に本質的な貢献を行った人は全て著者に含まれていること。
- (4) 必要な場合には、著者の所属機関のしかるべき権限を有する人の同意を得ていること。

なお、本書によって著作権の譲渡を著作権の譲渡を行っても、以下の権利は著者の手元に残るものとする。

- ① 著作権以外の例えば特許権のような権利
- ② 著者が自分の業績をまとめる際にその一部として使用すること
- ③ 著者が営利を目的とせずに行う複製（例えば教育資料としての使用）
- ④ その他、日本の著作権法に反しない利用

著者名： _____ 署名： _____

(著者が複数の場合には代表者)

日付： _____

(以下は著者の所属機関で著作権譲渡に責任者の承認が必要な場合に使用して下さい。)

責任者名： _____ 署名： _____

(署名した著者の所属機関の責任者)

役 職： _____ 日付： _____